

船橋市環境審議会市民委員選考要領

1 趣旨

この要領は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、船橋市環境基本条例第27条の規定により設置する船橋市環境審議会（以下、「審議会」という。）の市民委員の公募に係る審査基準・選考方法など必要事項を定めるものとする。

2 公募方法

市民委員の公募にあたっては、別に定める船橋市環境審議会市民委員公募要領に定めるところとする。

3 選考委員

選考委員は、環境審議会委員及び市職員からなる3名以内とする。

4 選考事項

応募者が提出した船橋市環境審議会市民委員応募用紙及び小論文を、次の評価項目に基づき評価し、選考を行うものとする。

(1) 評価項目及び評価点

I. 小論文

ア. 課題に対する理解度 (5点)

- ・テーマと論文の内容が合致しているかどうか

イ. 文章のわかりやすさ (5点)

- ・内容が論理的であるかどうか
- ・簡潔にまとめられているかどうか

ウ. 立場の中立性・公平性・協働性 (5点)

- ・広い視野で考える姿勢があるかどうか
- ・ともに考えていこうという姿勢があるかどうか

エ. 知識Ⅰ(環境全般) (5点)

- ・環境全般についての認識、理解がなされているかどうか

オ. 知識Ⅱ(船橋市の環境) (5点)

- ・市民委員には市内の環境について認識していることが求められるため、本市の状況が論文から読み取れるかどうか

II. 応募用紙

ア. 経歴 (5点)

- ・これまでの経験について、市民委員としての幅広い意見が期待できるかどうか

イ. 志望動機 (5点)

- ・環境審議会の目的を理解し、市民委員として本市の環境をより良くしていくことへの熱意が感じられるかどうか

(2) 基準点

(1) で定めた評価点に対し、選考委員数に21点を乗じた点数を基準点とし、全選考委員の評価点の合計が基準点以上となった応募者を選出の対象とする。

(3) 順位点

(2) で定めた基準点以上となった応募者において、最も評価点の高い応募者の順位点を1とし、以降、評価点の高い順に2、3、4・・・と順位点を付ける。評価点が高同点の応募者がいた場合、順位点を合計し同点となった応募者の数で割った値をそれぞれの順位点とする。

全選考委員の順位点を合計し、その値が低いほど上位の応募者とする。順位点の合計が高同点の応募者においては、全選考委員の評価点の合計が高い応募者を上位とする。

5 審査結果の通知

応募者全員へ選考結果を通知する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月7日から施行する。